

政策評価の対象と評価方式

事前評価
(政策決定前)

事後評価
(政策決定後)

大
(政策)

評価対象の
まとまりの
大きさ

(事務事業)

小

実績評価

- ・予算書の「項」と対応し、政策を71に分けて、評価（厚生労働省が実施する全政策をカバー）
- ・あらかじめ、指標と目標値を設定して検証
- ・毎年度、評価書 又は、モニタリング結果報告書（関連指標の動向をまとめたもの）を作成

総合評価

- ・制度の改廃や、中・長期計画の終了時等に、特定のテーマについて、総合的に様々な角度から評価

～平成21年度～

- ・医師確保対策

～平成20年度～

- ・若年者雇用対策
- ・仕事と生活の調和
- ・子育て支援サービス

※平成20・21年度は、経済財政諮問会議が、政策評価の重要対象分野として示した施策について、総合評価を実施

事業評価（事前／事後）

- ・研究開発・公共事業・ODAの開始、規制の改廃、租税特別措置の新設等、
- ・1億円以上の重点的政策や10億円以上の事業の開始の前に実施
- ・国が実施する必要があるのか、費用に見合った政策効果が期待できるか等を検証

- ・一定期間経過後に、当初期待していた効果が上がったか等を検証

※毎年度「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」を策定し、事後評価の具体的な対象を定めている。